

「欧州連合」という日本語表記問題再訪

EU 研究における言葉と認識の問題

児玉昌己

(久留米大学法学部教授)

「欧州委員会は駐日代表部に「欧州同盟」という正確な用語を使用し、「欧州連合」という不適切かつ混乱を招く表記をもちいることを停止するつもりはないか」(Will the Commission instruct its Tokyo office to use the correct term ‘Oushu Doumei’ and cease to use the inappropriate and confusing term ‘Oushu Rengou’?)

(96年度欧州議会からの『EUの日本語表記に関する書面質問書』(Written Question E-0138/96))

「正しく行動する最初のステップは、正しい言葉を使う事にある」(the first step towards getting actions right was to get words right.)

(欧州委員会代表部の答弁書についてのジョン・ピンダー (John Pinder) 教授の1997年7月8日付筆者宛て私信)

本稿は急速に連邦化を深めるEUにあたって、それを認識する際に、極めてネガティブに作用している欧州委員会代表部の邦語表記である「欧州連合」の問題点について、再び論考してみたい。

「再び」というのは、この日本語表記について A Critical Analysis of the Phrase, “Oushu Rengou” to Indicate the European Union in Japan and the Political Nature of the EU. *Junshin Journal of Human Studies*, No. 2. February 1996. 『純心人文研究』第2号長崎純心大学として1996年に英語論文を刊行しているからである。

ちなみに、上記の英文論文の書き出しは、外国の読者にも日本におけるEUの表記問題に関心を持ってもらえるように工夫し、少々刺激的な以下の文章で始めた。

「日本には妖怪が徘徊している。「欧州連合」という名の妖怪が。この現代的妖怪はやっかいである。膨大な数の新聞を生み出す、マスメディアという魔法の帽子をかぶっているが故にある。そしてそれは日本の大衆をEUというものの性格と欧州統合の発展についての認識について、迷宮に誘い込んでいる。」¹

冒頭の文章についていえば、現地、欧州はいわずとして、およそわが国の知識人であれば周知のカール・マルクスの『共産党宣言』のあの有名な書き出しをもじったものであった。

したがって、今回の論文は、再考という意味で、「欧州連合という日本語表記問題再訪」という表題にした。幸いにして上記の英語論文については、その草案レベルで、欧州議会のコルベット (Richard Corbett) 現欧州議会欧州社会党議員 (憲法問題委員会所属 / 当時欧州社会党事務総長代理) から取り上げていただき、欧州議会からの欧州委員会への書面質問状とそれについての、欧州委員会駐日代表部の作成になる答弁書につながった²。またベルギーで刊行され、EU 専門家間で極めて引用度の高い EU 専門紙の Agence Europe で取り上げていただき、英独仏伊の4カ国でその内容を、紹介していただいた³。特に仏語版では、「本論文の結論は使用された欧州連合の表現は、欧州統合の精神に混乱の種もまく」(La conclusion est que l'expression utilisée sème la confusion dans les esprits) として正確に伝えていただいた。

英語論文が刊行されてから6年を経た。今回、EUの表記の使用停止と「欧州同盟」への変更についての欧州議会の『質問書』およびそれに対する『答弁書』をワールドワイド・ビジネスレビューに資料として掲載するにあたり、あわせてこの論考を著す理由について触れておきたい。それは、なによりも、わが国において、学会の伝統的表記とは異なり、代表部のローカル・スタッフによって採用され、「公式」表記として「定着」したこの邦語表記には、3つの大きな問題があり、この表記に伴う問題はEUが発展するにつれて深刻化していると考えられるからである。英語論文を執筆した1996年以降の新たな状況も考慮して、以下その問題点を展開していきたい。

「欧州連合」の表記の3つの問題点

以下、「欧州連合」の表記の問題点として、1. 採用過程の不透明性、2. 採用に伴う関連用語上の混乱、3. EUの政治的性格、およびその発展の方向性についての認識を誤らせる危険性という3つの点について敷衍していこう。

1. 表記用語の採用過程の問題

第1は、表記語の採用過程の問題である。何よりもEUにおいては、民主主義組織として、一般に対して説明責任がある。これは近年EU行政の肥大化と、不透明性を背景にして、特にその必要が求められている。それは、欧州委員会の過誤行政にともなう1999年3月のサンテール欧州委員会の総辞職以降、一層求められるものである⁴。

EU代表部は「欧州連合」の訳語の採用過程についての経過と説明責任があるが、まるでそのことについて積極的に言及せず、採用過程については、欧州議会からの使用停止の書簡が出ていることを含め、積極的になんら公表していないということである。これについては、多くの方は、EUの日本語表記について、欧州議会から「欧州連合」の使用停止が求められ、「欧州同盟」への変更が求められた事実さえ知らされていないであろう。用語採用が公的になされ

ると、その影響は大きい。実際、EU に言及する多くの政治学者にたいして何故「欧州連合」というかと問われると、積極的にそれを使用しているというよりも、「そう表記されているから」と答えるに止まるであろう。実際、多くの研究者にとって、まして一般の人々にとってローカル・スタッフが採用した表記について、EU の民主主義を体現する欧州議会の議員からその使用停止と欧州同盟への変更を求められている事実など、未知のことであろう。

現在『Europe』として出されている広報誌の前身である『月刊 EC』の 1992 年 3 月号において、そのいきさつが報道部室長の名で触れられている。

少し長くなるが、引用しよう。われわれがこの訳語の採用過程についてわずかに知る一文である。

「余談だが、最近、日本新聞協会の編集部門（用語担当）から加盟社経済部長などあてに、European Union の統一訳を「欧州同盟」でもなく、「欧州統合体」でもなく、「欧州連合」としたいとの提案があったが、実は当方では、鴨武彦教授および慶應義塾大学法学部の田中俊郎教授のご示唆により、「欧州連合」を採用することにしたものである。

両教授によれば、「同盟」は戦術的な結びつきで脱退も容易だが、「連合」の場合、強固な結束で運命共同体的なニュアンスがある」ということだった。」

『月刊 EC』1992 年 3 月 13 頁

ちなみに欧州統合体という語は、当時、外務省で一部使用されていた表記である。この『月刊 EC』は、当時の採用過程をわずかに物語る重要な資料となっている。その後、この用語が公的に、そして大規模に使用されることになった。きわめて不透明な形で採用されたこの訳語の波及効果は絶大であった。

マスコミにおいては、1992 年当時、読売新聞では「欧州同盟」を使用していた。EU 条約の調印を伝える記事では大きく「欧州同盟」の見出しを掲げていたのである。

多くの実証的な EU 研究者から見れば、「欧州連合」は、当時はほとんどマイナーな使用法であったといえる。しかし、組織表記の必要性から代表部の採用決定にともない、新聞協会の用語問題委員会に働きかけ、その結果で「統一的に」流布されることになる。言い換えれば、この時期から「欧州同盟」という表記については、代表部においては「言葉狩り」⁵が行われているといえる。欧州委員会駐日代表部の広報誌では、この表記以外の使用をしている研究者については、インタビューや記事掲載時にその使用を強制しているということも伝えられている。

一旦採用された訳語の波及効果については、この用語採用の結果付随して生起する用語問題について、東北大学の田中素香教授はいみじくも、自己の論文の中で、長い注を書かれ、その中で「欧州連合」の使用に伴い必然的に出てくる「通貨同盟」の「通貨連合」への強制的言い換えの危惧を表明されていた。すなわち、いったん決定した「欧州連合」の表記は認めるとしても、「通貨同盟」の表記については、強くその維持を主張された。「関税連合」も反対とされ

たのは、起こりうる表記のドミノ現象を事前に想定されていたからである。

しかし初代 EC 学会理事長を務められた片山謙二名誉教授以来、伝統的に使用されてきた肝心の「欧州同盟」というこの訳語については、駐日代表部によって「欧州連合」の表記が採用されれば、「通用度の前に、その他の訳語は意味を失う」という旨の指摘をされ、この問題についてはそれ以上の主張をされず、幕を下ろされた。しかし、あえて尊敬するこの経済学者にたいし申し上げるとすれば、「通用力」と学問上の正確さとは別の問題であるということである。統合体の政治的性格に関心を向ける政治学者は、その組織の政治的性格の実態の分析で、本来なら不要の用語レベルでの重荷を背負うことになる。

使用される用語の通用度と学問上の妥当性の不一致ということでは、学術の現場では以下の事例をあげることができる。

「稲作か狩猟文化か」を画する時代区分として考古学において長く使用されてきた「縄文」と「弥生」の表記が、その典型的事例といえよう。いつの頃よりか、縄文、弥生の語は、狩猟生活と稲作導入という時代区分の重要なメルクマールとして教科書でも掲載され長く教育の現場で使用されてきた。だが、現在では、縄文中期から稲作が立証され、今では稲作を基準とした場合、まるでこの用語は時代区分の意味を成さず、むしろダイナミックな古代人の生活についての洞察力や認識を拘束するよう、後ろ向きに作用している。現在では縄文とは「高々縄目のデザイン」に過ぎないとする学者もいるほどだが、いまだにこの使用法を改める動きはない。いったん確立された学術用語がいかに時代遅れとなり、しかも、(にもかかわらず)それが「権威」化、保守化し、ダイナミックに展開される古代社会の当時の現実を見る視線をいかに曇らせるかを示す好例である。

言葉は単なる符号ではない。それが表現する意味や語義を必然的に付帯する。言葉は、思想を伝えるという点において、時に政治性をもち、イデオロギー性さえ帯びる。

言葉が、使用する側のイデオロギー性や、一定の価値観を含むことは、つとに知られている。戦前ではガダルカナルでの大惨敗を隠蔽するため、これを「転進」と読み替えた帝国陸軍の例はその典型であった。第2次大戦での敗戦を「終戦」と意図的に呼び変え、それにより、敗戦の原因、理由、そしてなにより、敗戦の責任に関わる一切の問題を、「一億総懺悔」という言葉の中で、解消、回避した事例はもう1つの典型であった。また戦後においてもこうした事例は続く。歴史認識を扱う教科書記述において、アジア「侵略」を「進出」と呼び変え、侵略されたアジア諸国に日本の平和主義にたいする激しい不信感を抱かせたことも記憶に新しい。「薄弱」という明らかに患者に対する差別感を与えるとして、「知的障害者」と最近改められた「精神薄弱者」という語も、表記が与えるイメージを示す1例といえる。

国際組織から離れたが、事例を戻しても同様である。「東南アジア諸国連合」(ASEAN)と「欧州自由貿易連合」(EFTA)、そして EU (欧州同盟)と、それぞれが組織原理を異にしているし、それにあわせた表記がなされることは、極めて妥当なことである。

言葉はすべて使用される用語の背景としての実体概念を持ち、それにより対話者は相互にイメージを形成させ、かつ他者が語る意味（概念）を理解し、あるいはその思想に応答できる。

人は言葉によって、実態を表現する。それゆえ、ある概念を表現する際に使用する用語に対しては、とりわけ研究者たるものは、すべからず敏感であり、かつ厳しくあらねばならない。通用度と学問上の正確さとは、全く別の問題である。

EU 条約が発効する 1993 年までの EU の表記については、欧州統合研究では長い歴史を持つ関西をはじめとして、EU 研究者の中では、「欧州同盟」という表記が一般的であった。「連合」という表記についていえば、まともに取り上げられるべき素材として存在する有斐閣の『国際条約集』において、わずかに当時の EEC 条約の ever closer union に「連合」の表記が当てられているに過ぎなかった。国際法の手順に基づき締結された国際条約の翻訳文の掲載が主たる対象であり、目的である所から、この訳出に関わったものたちが、旧来の国際法とは異なる EC 設立諸条約と EC 法についてどれほど精通していたかは不明である。ともあれ 1993 年の EU 条約は、加盟国がもつ通貨主権の EU への移譲（放棄）と外交安保での EU 機関の介在を明記するなど、連邦的要素を強く内含する画期的条約であった。

欧州同盟（EU）が成立し、ほぼ 10 年がたった。この間、これほど、「欧州連合」が欧州委員会代表部による採用と新聞協会の「用語委員会」への働きかけを通して、「定着」させられている現在でも、「欧州同盟」の表記を使用する研究者が後を立たないのも、一種異様な状態であるといえる。それは「欧州連合」という表記に対して、実証研究者達が、その妥当性にかに強い疑いの目を向け、学術的には使用するには不適切な訳語であると認識しているからであるといえる。

実際、日本 EU 学会理事長を務められた金丸輝男教授が主宰された同志社の EU 研究会（正式には、「国際政治統合研究会」）では、そうである。常時 10 名程度の政治学者、法律学者が参加している。この研究会が『EC - 欧州統合の現在』（創元社 1989）の付録で「単一欧州議定書」を、『EU とはなにか - 欧州同盟の解説と条約』（ジェトロ 1994 年）でマーストリヒト条約を訳出し、さらにはアムステルダム条約については、『アムステルダム条約』（ジェトロ 2000 年）でこの条約を訳し、そしてニース条約については『同志社法学』2002 年でこれを訳出し、世に送り出している。この研究会以外、EU の設立諸条約の翻訳を継続的に出しているグループはない。それらはすべて「欧州同盟」で統一し、「欧州連合」の表記を採用していない。ちなみに上述の有斐閣の『国際条約集』の訳業は、極めて多岐に及び EU 設立諸条約について訳出したものではなく、あくまでも EU の一部である欧州共同体、つまり EC 部分に関してであり、訳出の範囲は限定されている。

経済学の分野においても「欧州同盟」を学術的に正当として使用する研究会は存在する。実に 40 年以上も前の 1959 年に片山先生が主宰され、現在も継続中の関西 EU 研究会がそうである。現在内田勝敏同志社大学名誉教授（元日本 EC 学会理事長）、清水貞俊立命館大学名誉教

授を中心として、欧州統合の経済学的分析が行われ、数冊の著作が発刊されている。なかでも『EC 経済論』は版を重ね、2001年になって新たに全面改定されて発刊された。そこでも一貫して「欧州同盟」が使用されている。この書は経済分野における実証研究を通して、国家主権の移譲を推進する欧州同盟の実態に肉薄するという手法で、全編が構成されている。寄稿している経済学者は13名にも上る。

何よりこの書で注目されるべきは、代表編者である内田勝敏教授が「欧州連合」の不適切さを「はしがき」において特に記されているそのエピソードについてである。病床についておられた初代日本 EC 学会理事長片山謙二教授が憤りを持って、この「欧州連合」という表記について、「European Union を欧州同盟としてライフワークとしている私にとりまして、この欧州同盟を欧州連合と訳し変えることは、私の長年の棲家を土足で荒らされたように感じられ、不快感のためしばらくは何もできないような状況でした。」と内田教授宛私信（1993年7月19日付）において語っておられていたことである。実に凄まじい怒りの吐露である。

国家主権の移譲という欧州統合運動に早くから着目されて研究を続けてこられた先駆的な碩学のこの怒りの言葉は、「欧州連合」の表記が、EU と欧州統合の実態と統合のエスプリの許しがたい換骨奪胎を意味するものであったからであろう。

今年、すなわち2002年に入っても、宮本光雄成蹊大学教授により『国民国家と国家連邦：欧州国際統合』（国際書院）が刊行された。その副題が示すように、EU 政治の方向性を複数の外国語の文献を駆使し展望する労作であるが、ここでも「欧州同盟」が採用されている。またその理由についても注において展開されているほどである。

European Union という政治組織については、別段、1990年代になって突然出てきた構想ではなく、1970年代中期から現地欧州において出された構想である。チンデマンス報告はその1つであった。わが国での最も早い EC の研究者で、経済学者である片山謙二関西学院大学名誉教授は、EU に関する初期のプランともいべきこの報告について、論文「欧州同盟に関するティンデマンス報告」（『福山大学経済学論集2巻2号』1976年）として刊行されている。

欧州議会から1982年に出されたいわゆる Draft Treaty に関しては、谷本治三郎教授の訳出になるに関する先行訳業、『欧州同盟条約の草案』（大阪経済法科大学『法経論叢』）や、EC 法に関する優れた欧州の業績を翻訳、紹介した欧州司法裁判判事を務められた P・ベスカトール、オランダの法学者マテイセン教授の優れた著書に対する訳業（前者は小田滋監訳『EC 法』1979年、後者は山手治之監訳『EC 法入門』1982年、いずれも有斐閣刊）などにその使用事例がある。『サッチャー回顧録上・下』（日本経済新聞社1994年）を訳した石塚雅彦、それに『欧州通貨統合』（日本経済新聞社1991年）を著わした藤井良広が、それぞれの著訳書において「ユニオン」を「同盟」と訳していた事実も付記しておこう。欧州委員会駐日代表部の回答書はこうした先行的業績に対してまるで言及がなされていない。

繰り返すが、EU の表記については、実績のある学者が「欧州同盟」を採っていたにもかかわらず

ならず、EC 設立条約についての翻訳と EU の形成過程についての第 1 次資料に基づく実証的な業績がない政治学者に助言された代表部のローカルスタッフによって「欧州連合」の表記が採用され、新聞協会の用語委員会への働きかけが行われ、その結果、日本 EU 学会の理事長経験者を始めとする多くの実証的研究者の業績が無視され、普及せられた表記であるといえる。

欧州委員会代表部による EU の邦語表記である「欧州連合」の採用が、過去の実証的研究を踏まえた研究業績での用語への検証作業がなされた上に、行われたものであれば、考慮に値する一定の価値をもつといえる。しかるに、欧州委員会駐日代表部広報部員の手になる書面回答書がいみじくも暴露しているように、統合組織の原理が問われている時に、「商店の連合会」が例示され、「EU 条約はマーストリヒト条約とよばれることがある」という愚にもつかない「解説」が付されていたり、あるいは人文学者による「言葉」の説明でしかない和英辞典が引用されるなど、およそ欧州統合研究とは無縁ともいうべきレベルと次元で自己の組織表記が取り扱われているのである。この答弁書では、その名を冠された当時の対日関係担当委員で、EU 統合に貢献したインテリのブリタン (Sir Leon Brittan) 卿が嘆こうというものである。

それでは、「欧州同盟」という語については、代表部や、助言した 2 人の政治学者はどう見ていたのであろうか。回答書にもそれを使用しない理由の一端が触れられているが、「同盟」は alliance の訳語で、軍事的意味で使用するという、愚にもつかない理由がわずかに挙げられている。

問題になっている用語は、alliance ではなく、EU という国際統合組織の表記である。しかも大文字の Union という言葉であるにもかかわらずである。また対象となっているユニオンは EEC 条約前文に明記され、現在も EC 条約として継続的に使用されている「いっそう緊密化する欧州諸民族のユニオン」(ever closer union of the peoples of Europe)とも連動する、union でもある。つまり経済通貨および外交安保の領域における権限もつ組織の総体としての統合組織の表記であり、EU の方向性を示すユニオンである。

2 名の教授と代表部の日本人広報担当者は、「同盟」がアライアンスを意味するという認識に立って不適だと語っている。ご当人からこの説明を否定する発言や文章も出されていないゆえ、そして自著において「欧州連合」を積極的に使用され続けておられるので、その発言はその本質において事実であると考えられる。およそ EU が軍事的意味だけで存在せず、広く「関税同盟」(customs union) を形成し、共同市場から、単一市場、更には単一通貨発行の機構である通貨同盟の創設を明記した統合組織であることに視野が及んでいないのには、驚かされる。しかも、外交安保、軍事的意味で使われる用語に限定してみても、まったく見当違いの説明が「同盟」を使用しない理由として述べられている。

EU は、その初源である欧州石炭鉄鋼共同体の時代から、元来「ついたり離れたりする」軍事同盟 (Alliance アライアンス) ではなく、石炭鉄鋼共同体条約がその前文において明記して

言うように、すでに運命共同体として、域内での非戦共同体を確立していた。しかもマーストリヒト条約を持って EU を形成する際、加盟国が外交安保に関して共通政策さえ構築していることと条約上明記しているのである。

欧州統合史上、はじめて外交安保に関して、EU レベルで取り上げられるべき共通外交安保政策（CFSP）を打ち出したのが、まさにこの EU 条約であった。つまり外交安保という国家の核心的とも言える主権領域にもっとも深くかかわる事項についてさえ、共同体の機関が全面的にかかわることが初めて明記されたのである。これは、それまでの「欧州政治協力」（European Political Cooperation）として、共同体事項から峻別してきたその方針を大きく変更（立場によれば逸脱）する動きであった。また、それゆえにこそ、デンマークにおける国民投票での EU 条約の批准拒否という重大事件が、その批准過程で起きたのである。

CFSP の規定は、加盟国が外交安保軍事問題を扱うというそれまでの姿勢を転換させ、個別加盟国の利害とは必ずしも一致しない「EU 加盟国全体の利害」の上立つ EU の機関がこの分野にも介入することに加盟国が合意したということの意味するものであるのに、である。

EU という国際統合組織の表記に関して、アライアンスの事例が引だされること自体が、EU における外交、EU における外交安保政策の位置づけについての無知を露呈しているといわざるをえない。アライアンスを「同盟」と訳するから EU にはふさわしくないという論理は、経済と政治を取り込む巨大な統合組織の EU を語る際に、経済組織としての関税同盟を超え、通貨同盟さえ内含する組織であるという認識を欠き、しかも軍事的側面を捉えてみても、アライアンスをはるかに超えた存在であることについて、まるで理解できていないことを示しているといえる。EU の外交安保政策については、阪南大学の辰巳浅嗣教授が 2001 年に極めて実証的で、この分野の最高水準というべき研究書を公刊された⁷。この研究により、あまり注目されていないが、外交、安全保障の分野がいかに共同体レベルで政策の形成と実践が進められているかを知るであろう。この著書も欧州同盟を採用していることを記しておこう。

なお欧州統合の研究を目的に設立され、20 年を遥かに超える歴史をもつ日本 EU 学会は、表記問題にどのように対応したのであろうか。これについても触れておく必要がある。かつては「日本 EC 学会」として、学会規約第 3 条に見られるように、EC の日本語表記を「ヨーロッパ共同体」とし、これを統一的に使用してきた。しかし、1992 年のマーストリヒト条約の発効により、EU が創設されることになる時点で、学会名称の変更問題に直面することになった。その際、「European Union」の日本語表記の取扱いについて、当然問題となり、理事会において議論の対象となった。が、「ユニオン」の邦語表記については、EC を「欧州共同体」と規約に明記した前例とは異なり、特段の定めをおくことなく、以降現在に至るまで、単に「日本 EU 学会」とのみ表記するに止まっている。すなわち、日本 EU 学会においては、欧州委員会駐日代表部による表記採用にもかかわらず、「欧州連合」の表記は学会において、すなわち学会規約においては採用されていない。それは当然ながら、「欧州連合」という表記につ

いて、学術的観点に立った、歴代の学会理事長経験者を含めた学会構成員の強い反対を反映していたことはいうまでもない。

2. 用語の混乱の問題

「欧州連合」の表記の採用時において、欧州統合研究者達の旧来の訳業に対する言及もまるでなく、EC 設立諸条約の翻訳に業績のないわずか2名の政治学者の助言がなされ、それが影響を及ぼしたと、言い換えれば、この採用過程では、幅広い学問的検討が全くなされなかったこと、その結果、現在、学問上深刻な混乱をもたらしているということである。

実際、EU 教育の現場にあっては、多くの人々から、EU の用語法の無秩序状況について指摘されることとなった。

EU の関連する用語を説明する際、大学教育を含め、学校教育の現場に無用な混乱が持ち込まれ、波及的に EU の方向性に関わる理解に悪影響を及ぼすということである。

具体的に指摘しよう。すでに国際組織としては、国家主権を前提とする「国際連合」(United Nations)がある。また地域組織としては「東南アジア諸国連合」と表記されるアセアン(ASEAN: The Association of South East Asian Nations)がある。さらには、域内関税については撤廃しているものの、EU とは違い対外共通関税をまだ確立しない自由貿易圏である欧州自由貿易連合(EFTA: The European Free Trade Association)がある。アセアンは2010年に関税率を10-0%に下げる日程を立てているだけにすぎず、域内関税の撤廃にさえまだ至っていない。つまりEUとは半世紀以上の統合状況の相違がある⁸。EUはこれらの国際協力組織とは組織原理がまったく異なる国際統合組織である。にもかかわらずまさに赤子の一つ覚えのように、「連合」という訳語を推薦し、かつ採用されることで、上述の国際組織とその性格の相違がまるで識別できない事態に至っている。

人は概念を一定の用語で表記することで、事象を識別する。犬は猫でなく、猫は犬ではないということは、両者が区別すべき種であることである。アセアンとEUは、AssociationとUnionという別の用語が使われているのである。この明らかに相違する国際組織について、その判断、識別の基準がまるで示されていないし、もともと、2人の教授と代表部のローカル・スタッフには、そうした組織概念の識別について、驚くほど無関心である。そうした問題は考察された跡さえない。

今回EU型の共同体を形成すべくAfrican Unionが形成されることになった。しかしこれについても、EUの例に安易に習って「アフリカ連合」という表記が付されている⁹。まさに猫も杓子も「連合」という有様である。組織の最終目的が、「連合」の形成であるのか、連邦的政治組織の形成であるのかが、表記に際して問われる判断基準となるべき要素である。

EUの国際組織原理の特異性は、多くの教科書で指摘されているところであるが、この超国家的組織の伝統的組織との明らかな相違性に注意を払う政治学者なら、避けるべき表記であっ

た。ASEAN も EFTA も、ともに Association を原表記とする組織である。すなわち、これらの組織こそ、その言語表記の通り「連合」組織であり、他方、「ユニオン」という名を冠した EU は、主権移譲の同盟関係を形成した統合組織である。

経済統合（域内の市場統合）の段階（完成度）に注目して見た場合、域内関税撤廃さえ実現できていない ASEAN と EU の比較は論外であり、自由貿易圏以上の発展の内在的契機も持たないエフタとも EU は明らかに相違している。なによりも、自由貿易圏以上のものを求めない「欧州自由貿易連合」(EFTA)と、常に政治経済統合を内在的契機として含有している EU とでは、明らかに組織原理は相違しているのである。

さらに大きな問題がある。union は EU においては最重要語であり、組織表記としての European Union に始まり、上述した EU の方向性を規定する ever closer union, Political Union, Monetary Union と多数使用されており、それらが、恣意的に、無原則に、そして全く論理関連性を欠いて無秩序に使用され、訳されることになる。この異常な状態は、我が国においてだけである事実を何よりも確認せねばならない。

EU は、その創設過程において、初め「通貨同盟」創設のための政府間会議が考慮されており、そして 1989 年のベルリンの壁の崩壊を受けて、急遽「政治同盟」創設も議題として含められ、この通貨同盟と政治同盟という 2 つの「同盟」についての政府間会議が開催され、結果としてそれを一緒に扱う EU が産み落とされた。この事実について、まるで理解がされていず、組織の総体を「連合」とし、他方、その構成要素を「同盟」とするなど全く一貫しない方法で表記されている。

通貨については、田中素香教授ら経済学者の強い要望で、「通貨同盟」はかるうじて残ったが、それによって、事態は改善されたわけではなかった。EU 全体のシステムにおける表記の不統一は残ってしまった。通貨同盟は、この EU の機関である欧州中央銀行が一元的に通貨領域を統括する、最重要政策の一大システムである。この精緻なシステムをもつ固有名詞である「欧州通貨同盟」さえ、「欧州通貨統合」と普通名詞として訳し、実態を意味不明にする研究者（ロイターなど外電も同様である）まで現れている事実も記しておこう。

通貨のみならず、基本的には外交安保軍事をカバーする「政治同盟」についても、同様の問題がある。訳語の不統一はここでも存在する。Political Union についていえば、「政党連合」という用語は日本語として存在しても、「政治連合」という用語は存在しない。にもかかわらず、一部の研究者の中に、「政治連合」と表記する研究者さえでてきている。

第 3 国と EU の関税協定については、association agreement という表記が定着しているが、EU と連合協定を結ぶということでは、欧州連合に連合するということになり、加盟 adhesion と、第 3 国との協定との識別がつかない状況にさえなる。それはグリーン・フォード議員の質問書でも触れられている所である。

このように、European Union, European Monetary Union, Political Union など EU の重要用語

について、恣意的に、何らの積極的理由も示されることなく、しかも表記が無原則にバラバラに当てられているという事実、それにより、他の Association の表記をとる国際協力組織との識別もつかない状況にある。そしてその表記に伴う組織概念上での無用な混乱は、EU の将来構想をにらんだ議論においてまさに深刻になる。なぜなら EU が「欧州連合」という実態から更に遠ざかる可能性を強く秘めているからである。次にその問題をみてみよう。

3. EU の連邦化についての認識を阻む危険

欧州委員会代表部による「欧州連合」とする訳語の致命的欠点は、以下の理由による。すなわち、欧州統合における連邦主義やフェデラリストの動向に詳しいマイケル・パージェスによると、union という用語それ自体が、「政府間主義者もフェデラリストもともに満足させる」用語であったことを知る必要がある。¹⁰

EU の内部では、連邦主義的統合を目指すグループと、国家連合 (confederation) か、国家の集合体 (association) に留め置くことを意図するグループとの激しい路線論争があるが、「欧州連合」の表記を採用することで、この激しい路線論争において欧州委員会が守るべき中立性を侵し、無意識のうちに、一方の陣営にその身をおくということを意味する。しかも、EU 政治の日々の進展の中で、EU の連邦化についての認識を阻む危険を強く内包しているということである。

もともと EU 条約のフェデラルな側面は欧州同盟条約の形成過程において、シンボリックに示されていた。当時議長国であったルクセンブルグ政府が提案したノンペーパー案は、EU の目的を定めた C 条において ever closer union ではなく、ever closer association とした。これにたいし、欧州統合の連邦的理念を後退させるものと危機感を強めた連邦派が巻き返し、この「連合」(association) が撤回されたことに見られるように激しい路線対立を背景にしていた。¹¹

EU 条約草案の最終段階で、federal という表記が条約草案から削除されたのも、こうした両者の激しい対立の妥協の産物だった。

鴨、田中両教授が助言したと代表部の広報部員によって掲示されているような、「連合」と「同盟」の語感、ニュアンスという主観的判断の問題ではおよそない。本来的に、制定過程がいかに対立を含んでいたかが語られるべきであり、表記問題がいかに安易に取り扱われたかに愕然とさせられる内容である。

稀有の統合組織 EU を生む欧州統合運動とその政治組織のもつ方向性と政治装置についても、フェデラル志向が存在することは、現地の専門家によっても書き残されているところである。EU 条約が発効する前年の 1992 年にはシジャンスキー教授によって L'avenir fédéraliste de l'Europe が刊行された。¹² これは名著として名高く、10 年ほどしてミシガン大学から英語版が The Federal Future of Europe: from the European Community to the European Union. と題して、翻訳、出版された。このように、欧州統合の方向性をフェデラルと位置付けた業績である。し

かも、「Mr. ヨーロッパ」とあだなされ、1985年就任以降10年にわたり欧州委員会委員長の地位にあり、同委員会の地位を不動のものにしたジャック・ドロール委員長が同書の英語版に序文を寄せ、その中で、「アングロ・サクソン圏の文献では、連邦主義的アプローチを過小評価する傾向があるが、この文献がその格差を埋めてくれる」と記しているほどである。¹³

European Union は、マーストリヒト条約（1993年発効）からその改正条約であるアムステルダム条約（1999年発効）、ニース条約（2002年？）を経て、日々連邦的政治体に向けて移行しているという事実がある。これを背景にして、欧州石炭鉄鋼共同体時代から存在する欧州統合の方向性について「連邦組織をめざすものなのか、国家連合組織であるべきなのか」という深刻な内部の路線論争が加盟国間、そして加盟国レベルと欧州政党レベルにおいて存在し、その綱引きの中でこの組織が存在しているということ、「ユニオン」は、そうしたきわめて政治的に微妙な意味を持つものである。

EU研究者であり、この激しい内部の路線論争を知るものなら、この表記は採用しなかったわけであり、欧州委員会代表部に「欧州連合」を助言した2人の政治学者のEU認識と政治学的センスがなにより疑われるものである。¹⁴

つまり European Union の表記は、用語において意味上の弾力性がある言葉、伸縮性がある言葉が使用されるべきであり、代表部はEUがまだ踏み込んでいない方向性について、国家連合の陣営に立つことにより、それを損なっているということである。

EUの方向性については、それを示すあの有名なEC条約の前文に記載されたあの有名な一節 ever closer union があることは指摘したが、それを「一層緊密な連合」と訳せば、この統合組織の最終目的地は、「連合」であり続け、それを超えるものではおよそない。ユニオンの到達目標として、少なくともジャン・モネやロベール・シューマンには「国家の連合」ではなく、それを超えた欧州連邦あるいは欧州合衆国があったことは、常識である。つまり、欧州統合の到達点を「連合」に限定したというその1点において、「連合」という表記はEUの方向性をまるで表現できない表記であり、誤訳、いな悪訳であるといわざるを得ない。EU政治を知るものであれば、まさに使ってはいけない用語が、あえて採用されたといえる。

EU形成過程の決定的局面で使用された ever closer association と ever closer union の相違をどのように識別し、訳し分けるのか、「欧州連合」の表記を使用する田中俊郎教授を始めとする「連合」使用の研究者に問うてみたい。

「欧州連合」の表記が採用されたことでいえば、欧州統合の到達点については、EUとその関係者が踏み込んでいないところに勝手に踏み込んだことを意味する。この指摘は、中世西洋政治思想、とりわけカトリックの政治哲学に造詣が深い澤田昭夫教授（同教授もまた日本EU学会理事長経験者である）により、日本EU学会年報の「補完性の原理」についての論文¹⁵において提示された所である。

実際、澤田教授の上記論文の中で対象とされた「補完性の原理」は、まさに連邦主義に付随

して派生する概念である。EU が国家連合であるならば、「最適個所における意思決定」という補完性の概念の問題は、EU では初めから発生しない問題であった。それは、澤田教授が EU の連邦としての性格にもとづき、それにより派生する原理を、連邦概念との関連で、認識されていたからに他ならない。田中俊郎教授はこのあたりをどう考えられているのであろうか。¹⁶

EU は創設当初から、Association 派から、Confederation までの国家の連合体にとどめめるべきであるとする政府間主義者と、最大到達地点としては欧州合衆国、最低でも欧州連邦を志向する（あるいは志向すべきであるとする）グループとの激しい確執があることは、強調しても強調しすぎることはない。つまりこの「連合」の訳語は、統合が進展するにつれて、急速にその実態を表記できなくなりつつある。元来欧州統合と石炭鉄鋼共同体に始まる統合の政治組織は連邦志向の様々な政治的装置メカニズムが巧みに内含されていた。加重特定多数決もそうであるし、EU 予算の調達と再配分のメカニズムについても他の国際組織と截然たる区別をなしている。欧州議会の直接選挙法の導入についても、最高機関を前身にする欧州委員会という組織自体の域内市場確保についての監視機能や、通商政策の対外交渉権限においてもそうである。司法裁判所における個人の出訴権についても同様である。

「連合」の基礎である国家的要素は、欧州統合の進展に伴いすべての局面で、主権的権限の制限を受けはじめている。国家主義者であるサッチャー首相が激怒し、学者アラン・ミルワード（Alan Milward）が懐疑的にといいより、その危うさを意識してその論を展開したのは、このゆえにであった。

だが、現実の欧州統合の進展では、「欧州連合」の前提である「国家」さえも EU の行政府である欧州委員会から消え去る可能性さえ模索されているのである。すなわち、28 カ国を取り込む予定の（この数字でさえ、旧ユーゴが加われば、簡単に乗り越えられ、30 カ国を超えることになる）欧州委員会では、現状では 35 名の欧州委員で構成されるという組織の肥大化が前面に迫っており、加盟国からその代表が消滅する可能性さえ検討され始めている。欧州議会の選挙法案でも加盟国を母体としない全欧州レベルを単一の選挙区として一定数と議席を限定したものであれ、欧州議会議員を選出する方向も議会では模索されているのである。¹⁷ もし実現すれば、それは、どの国家にも属せず、「EU 市民」のみを代表する、文字通りの超国家的議員の誕生を意味する。¹⁸

言い換えれば、行政府を構成する加盟国の代表者が、統合組織の行政府から、あるいは欧州議会から、消えることになる可能性さえ出てきている。すなわち、これまで EU を構成しその母体として厳然として存在してきた国家の要素の一部が消え去る状況にさえ至ろうとしている。EU を通じた欧州統合運動においては、国民国家を前提として発展してきたこれまでのあらゆる伝統的国際組織では考えられない状況が生じようとしている。¹⁹

「国家連合」と「連邦」は明瞭な相違のある政治組織である。EU では大規模に国家主権の放棄が進みつつあり、逆に EU は移譲された主権的権限を一手に行使する状況にある。EU に

においては、「主権の共有」などではなく、加盟国から主権的権限の大規模な「移譲」が行われている。²⁰

1963年2月5日のあの有名な欧州司法裁判所の判例 Van Gend & Loos において、「共同体は構成国がその主権的権限を制限する新しい法秩序を形成する」として、「主権的権限の制限」という表記で、EU と加盟国の法的権限関係を明瞭に規定している。主権共有論者がこのような主権の pooling や, sharing などという主観的、文学的表現は一切使用されていない。

「国家連合」と「連邦」は、移譲された権限において、委譲された権限の行使は統一的に連邦の政治組織が行い、下位単位 (sub entity) である構成国によって行使されることはないという重要な一点において、両者は峻別される。すでに EC 時代の 1960 年代には早くも関税同盟を構築し、関税自主権について共同体にその権限を移譲した。また EU では既に通貨主権は完全に加盟国から EU に移っている。域内市場の分野においては、8割が 1979 年に直接選挙された欧州議会との共同決定手続のもとにあり、この手続下の意思決定においては加盟国の拒否権は完全に排除されている。EU の超国家的、連邦主義的性格を物語るものである。

筆者は欧州通貨同盟を形成し、ユーロが欧州中央銀行の下で発行されることが条約において規定され、そしてそれが実現したことを持って EU は経済分野において、完全に「連邦」を形成したとみている。経済学的に見て通貨創造は国家形成を意味する。²¹ プリアコス教授は「共同体の通貨主権の出現は、想像を越えた効果をもって国家主権の堅いからを打ち破る」(L'émergence d'une souveraineté monétaire communautaire brise le moyau dur de la souveraineté étatique, avec des effets imprévisibles.) とその現象の画期的性格について触れている。これこそ、EU の連邦的方向を示すものということができる。²²

1980年代に EU 関係者は、肥大化する EC の権限に注意を喚起し、権限分割の必要性から、上述したように「補完性の原理」を唱えた。1990年代を通して、EU 学者はその照準を EU の「正当性」(legitimacy) の問題や、「憲法主義」(constitutionalism) にあわせてきた。²³ これは EU 条約の憲法化現象に注目したものである。憲法はまさに近代国家においては、国家統治の基本法であり、憲法制定が意味するものは、連邦的政治組織の形成である。そして以降、現地欧州およびアメリカの EU 研究において、研究対象はまさに連邦政治をその視野に捉えるものになりつつある。

2001年には、オックスフォード大学から重要な文献が刊行された。その書名は The Federal vision: Legitimacy and Levels of Governance in the United States and the European Union である。訳せば、『連邦に関する構想』²⁴とでもいうものである。サブ・タイトルも興味深く、アメリカ合衆国と EU の正当性と統治を比較したもので、米国と EU を並列し、その政治組織に関する米学者を含めた比較政治のシンポジウムをベースにした研究の成果である。欧米の EU の研究者は、フェデラルなるものに、つまり「連邦制」の研究に照準を合わせている。

こうした欧米の研究状況ではあるが、「欧州連合」という訳語が採用されることになり、そ

の結果、予想されてはいたが、我が国では深刻な研究上の問題が出てきている。すなわち、連邦に傾斜する EU に関する様々な用語や概念について、訳出の困難を生じている。イギリスにおいては極めて積極的な連邦的統合論者であるピンダー教授（John Pinder）らの手になる Federal Union²⁵ は、どのように訳すのであろうか。欧州統合を連邦主義を是とする立場に立って、長く EC および EU の設立に深くかかわってきたこの運動と組織について、「連邦的連合」とでも訳を当てるとすれば、まさに笑止である。

「欧州合衆国」構想も含めて、欧州統合の将来をにらんで対比される事がとみに多くなったアメリカ合衆国憲法の制定過程でも、「ユニオン」は、州政府の連合体である「邦連合」（Confederation）と対置されるべき概念として登場している。すなわち、各州政府の連合組織である「邦連合」を乗り越えて獲得されるべき連邦的政治体を意味する実態概念であった。そして、合衆国憲法政治と憲法を扱った昭和期の日本の訳者達はこの「ユニオン」をただしく「連邦」と訳していた。²⁶

欧州石炭鉄鋼共同体創設につながる欧州統合運動においても、欧州統合の父たちもアメリカにおけるこのユニオンのことは十分承知していた。これも、ユニオンが「連合」以上のものであることの意味を内含し、翻訳において最大限の注意をすべき訳語である。「ユニオン」を EU のコンテキストにおいて「連合」とすれば、ただちに重大な障害を生じる。こうした事例は EU のユニオンが連邦的な実質を獲得するにつれて、一層多発する問題となる。事実、現地では EU の将来構想が除々に形をとろうとしている。

フランス大統領であったジスカール・デスタンを議長として、2002年3月にすでにラーケンでサミットが開催され、「制憲協議会」ともいうべき Convention が開催されることになった。この協議会は、加盟国及び加盟申請国までを含め、その政府、議会の代表はもとより、欧州委員会、欧州議会の代表など参加者は105名という大所帯で、欧州統合の方向性を提言することを目的としている。この協議会は、あらゆる事を「タブーなし」に議題にするということで、来年3月に答申を出すことになっている。現在は加盟国政府が大きな権限をもっている欧州委員会委員長の選出方法もそれに含まれる。つまり欧州市民からの直接選挙か、あるいは欧州議会による選出さえも討議されることになるだろう。これは EU が大統領制的統治システムをとるか、議院内閣制の制度となるかを規定するものでもある。

この協議会発足について報道したフィナンシャル・タイムズの Peter Norman は、これを1787年の「フィラデルフィア・コンベンション」、つまりアメリカ合衆国憲法の制定会議になぞらえているほどである。²⁷

ラーケン・コンベンションでは、同時進行中のニース条約の批准の可否に関わらず、2003年3月までに提言がなされることになっている。参加者が105名と紹介したのは、すべての関係国・加盟申請国の政府と議会代表ならびに EU の機関の代表が関与しているものであり、次の条約改正、もしくは新憲法の制定のための「政府間会議」に大きな影響力を及ぼすことが確

実である。ただし2年前とは違い、11の政権が中道右派に移行したため、その方向性は若干見通し辛くなっているとはいえ、EUの将来構想は、国家連合、つまり代表部がいう「欧州連合」ではなく、「欧州連邦」をその視野に確実に取り入れ、進行しているといえる。EU自身が法人格を確保することも視野に入れた単一欧州憲法の²⁸制定は、公法学的に見ても、国際法学の観点からみても、「欧州連邦」の形成というべきものである。

何よりも指摘すべきは、European Union, Political Union, Monetary Unionなど無原則、かつ極めて恣意的にユニオンの表記がおこなわれており、同じく重要な association についての表記との識別も無視されている。これはわが国においてのみ見られる現象である。しかも悲劇的なことは、EUのイメージを正確に伝えられるべき欧州委員会代表部広報部と、それに留保も疑義も抱くことなく、無批判に従うマスコミと研究者によって、国民レベルに広く伝えられているという事実である。

結 論

本誌に別掲した『資料』をお読みいただければわかるように、「欧州連合」という表記の根拠は、たかだか『月刊 EC』および欧州委員会の駐日代表部による答弁書に示された程度の「理由」でしかないことである。つまり、学術とはおよそ無関係ともいべき水準で、しかも陳腐な理由でこの表記が採用されたかを我々は知ることができる。そしてこの表記については、公式に欧州議会の議員から使用停止と「欧州同盟」への変更が求められているのである。ローカルな組織が一方向的に決めた表記が、本家本元の、しかもEUの民主主義を体現する欧州議会の対日関係議員から使用停止と変更を求められているこの前代未聞の事実こそ、記憶されるべきであろう。

わが国において、いかにして、また誰がこうした問題のある邦語表記をわが国に導入したのか、歴史に記録しておくべく筆をとった動機は、この故にであった。

なによりも、自己の組織の表記については、それ自身極めて慎重である必要がある。なぜならば、自己の組織は厳密にその意味内容を踏まえられるべきだからである。しかるに、代表部のローカル・スタッフはもちろん、「欧州連合」を助言した2名の教授も、学問上に与える深刻なEU認識の混乱を引き起こす可能性について、驚くほど無頓着であったといえる。彼らは、いったん採用された表記が、EUというきわめて重要な欧州の政治組織の認識にあたって、多大の混乱を惹起することについての全く見通すだけの想像力を欠いていたといべきであろう。

これまで表立ってこのきわめて重要な表記問題については、正面から論争をさけてきたEU研究者にも責任があるが、それが、欧州統合を促進するモーターであるべき欧州委員会の、しかもEU域外にあって組織の実態をより正確に伝えるべき使命をもつはずの出先機関の広報部

の決定による採用であるということになると、喜劇を通りこえて悲劇でさえある。

欧州の EU 研究と欧州統合の実践の現場では、あらゆる研究動向と、EU の条約改正にかかわる先行指標が連邦化に関して進んでいる中で、European Union の認識が「欧州連合」という表記により、一人わが国のみが、国家連合であるという認識を助長させ、欧州の内部での激しい路線論争の中で、しかも、確実に連邦化しつつある EU と方向性についての感覚を曇らせ、欧州連邦形成についての取り上げるに値する研究業績が十分に生まれず、研究の方向性についての感覚を鈍らせている。

欧州では、「欧州連邦」形成の重要なメルクマールとなりうる「欧州単一憲法」さえ志向するに至った現在にもかかわらず、EU といえ、わが国ではいまだに国家間の対立に反応し、EU の将来について、ネガティブに捉える研究者が多い。統合が主権の権限の喪失に直結する高次の段階に達すれば、国家主権の擁護を図る加盟国と EU 機関との激しい確執は当たり前の現象であるといえるのだが。先ごろまで、ユーロの導入の実現性について、いかに多くの研究者がこれを疑問視していたかを想起する必要がある。わが国は、短期的な事象を極端な形で取り上げ、欧州統合に伴う加盟国間の対立を、例えば「暗雲たなびく欧州統合」とか「深まる独仏の亀裂」とか報道するジャーナリズムに影響され、近視眼的に政治事象をとらえる、極めて憂慮すべき、そして戒められるべき風潮がある。この 50 年で、近代の国民国家が数世紀にわたり保持してきた通貨主権の放棄を意味する通貨同盟によるユーロの発行など、どれほど欧州統合が進んだか、虚心に振り返る必要がある。

欧州委員会駐日代表部は自己組織の表記について、欧州連合を採用することで、上述したように、ever closer union という EU の進むべき方向性と連動する用語まで、この用語の使用を波及させた。EU の将来について触れたこの極めて重要な表現まで、「連合」と知ってか知らずか、自らを独断で規定する過ちを侵した。

わかっているこの判断を行ったとすれば、それは欧州統合運動に一貫して、広く、そして強く存在してきた連邦主義的「思想」(エスプリ)について、「犯罪的」というほどにも無知であるといえるし、知らずに行ったとすれば、自己組織を適切に宣伝する義務を負う「広報部」としての資格の明らかな喪失を意味する。

いずれにせよ、かくも重要な欧州の政治組織の表記において、あたかも小川の小石を拾うような容易さで、極めて重要なこの国際統合組織の日本語表記が採用されたかを知るであろう。そしてその採用については、官僚機構の匿名性により答弁書を書いたものが誰であるかを含めて、知らされていないこと、そして EU の民主主義を体現する欧州議会の対日関係議員から使用停止を求められている事実を、改めて読者は理解されるであろう。

最後に、通用度は学問的であることとは基本的には無関係であるということ、用語は単なる符号ではなく、認識を表現し、かつ認識を形成するという、それによって連邦化する EU とその方向性について、認識の形成に不必要に障害が生まれてきていることを指摘しておきた

い。

そして何よりも、欧州委員会の表記語採用の意思決定の不透明性と欧州委員会駐日代表部の説明責任についていえば、用語の「選択」という価値（判断）を独占し、支配するものは一体誰であるのかということを書いて、この妖怪的「欧州連合」の表記問題の結論にしたい。

注

- 1 原文は以下。A ghost is haunting Japan. Its name is "Oushu Rengou (欧州連合)." This modern ghost is troublesome, because she wears a magical hat called "mass media", producing enormous numbers of newspapers, and is leading the Japanese public to the labyrinth of understandings of the nature of the European Union and the development of European Integration.
- 2 「資料：EU の日本語表記としての「欧州連合」の使用停止と「欧州同盟」への変更を求める「欧州議会からの書面質問書」と「欧州委員会からの答弁書」、及び表記問題に関する R・コルベット欧州社会党事務総長代理からの書簡とその経緯」『ワールドワイドビジネスレビュー』同志社大学 2002 年特別号参照
- 3 *Agence Europe*. 6700/266-21/22 April 1996.
- 4 EU の行政府である欧州委員会の過誤行政については、会計課員 P. Buitennen の内部告発があり、欧州議会での予算執行解除拒否を生み、1999 年 3 月の史上初の欧州委員会の総辞職をもたらすことになった。サンテール欧州委員会の総辞職については、拙稿「サンテール欧州委員会の総辞職と EU の憲法政治 - 欧州議会の対応を中心として - 」『ワールドワイド・ビジネスレビュー 第 1 巻 第 1 号 1-35 頁。2000 年参照。
- 5 欧州委員会駐日代表部の広報誌『Europe』において EU を「欧州同盟」とする表記を使用する学者について、その掲載に当たってはご本人が使用する用語の変更さえもとめているということを聞いたことがあるが、もしそうであれば、まさに強制と排除の「思想統制」以外の何者でもない。また EU 条約、アムステルダム条約、ニース条約など「欧州同盟」を使用して訳出されて出された条約についても、その旨明記することなく、無断で「欧州連合」に表記を変更して使う研究者もいる。変更して使用するなら、変更の理由を明記すべきであろう。研究者としての態度としては極めて問題である。
- 6 田中素香「欧州連合条約と「過渡期」の EU 経済政策の課題」『証券研究』104 1992 年。p. 19-20.
- 7 『EU の外交・安全保障政策 - 欧州政治統合の歩み』（成文堂、2001 年）
- 8 ちなみに統合組織として、アセアンが EU と並列的に語られることがあるが、域内 15 カ国の所得格差が 1 対 4 にとどまる EU に比して、アセアンは最も豊かなシンガポールと加盟最貧国であるラオス、カンボジア、ミャンマーの差が 1 対 130 と開いており、統合の基礎を全く欠いているといえる。またその手法も EU が法的に諸政策と目標を規定していく方式をとる一方で、アセアンは、政治宣言を通じた努力目的を設定するというように、その手法も大きく相違している。統合の概念を限定して使えば、およそ EU とアセアンを同列に比較するには問題がある。
- 9 このたび、African Union が形成されたが、マスコミでは EU の表記に習って、「アフリカ連合」とまじても訳されている。どれだけの組織とその組織の性格に対する認識があってこの訳語が採用されたのであろうか。
- 10 彼は EU という用語について made the "intergovernmentalists feel as comfortable as federalists with it." と書いている。Michels Bruggess, *Federalism and European Union; Political ideas, Influences and Strategies in the European Community*. 1989. p. 76.
- 11 拙稿「欧州統合における政府間会議（IGC）と欧州議会の役割」『同志社法学』246 号 1996 年。128-179 頁
- 12 Dusan Sidjanski, *L'avenir fédéraliste de l'Europe*. Pressés Universitaires de France, 1992.
- 13 上記 2 名の教授を含め、EU を「国家連合」と理解している研究者の中には、EC/EU にたいしいみじくもドロールが指摘したように、どちらかといえば連邦的側面を軽視する傾向の在るイギリスの文献に依存し、仏、独文献についてのレファレンスが殆どないものが多い。

- 14 EU は固有名詞だからそれ自体が独立して意味をもつというものもいるが、これも「ユニオン」という用語の歴史的な性格、および EU の方向性についての union と連動するという認識を欠いた一知半解の意見である。
- 15 澤田昭夫「補完性原理 The Principle of Subsidiarity - 分権主義の原理か、集権主義の原理か」日本 EU 学会編『EU 統合の深化と拡大』に EU 学会年報第 12 号、1992 年。
- 16 田中俊郎教授は、代表部の用語採択に深く関与されたにもかかわらず、経済学者の田中素香教授が積極的に用語問題に自己の立場を自著のなかで展開されたのとは異なり、すでに決着済みとばかりに、この表記の妥当性について言及がなされていない。『EU の政治』(岩波書店、1998 年)という書を出されたが、表記問題にも直結する欧州統合と EU の方向性を巡る EU 内部での凄まじい路線論争と、欧州統合の設立に関わる政治思想や統合の方向性を巡るイデオロギーの闘いについて言及がなく、EU の政策と制度の極めて表層的な概説に終始している。例えば、欧州統合の進展は統合の政治組織の性格においていかなる意味をもつのか、EU レベルでの民主主義の確保は、加盟国レベルでの代表民主主義といかなる相互関連性を持っているのか、特定多数決の拡大は、加盟国議会にいかなる影響を及ぼすのか、欧州議会選挙法の統一問題は、政治学的には何を意味するのか、その意味の分析こそが重要であるのに、欧州統合と EU の政治的な意味について、ほとんど分析、考察がなされていない。例えば、選挙制度の統一については、わずかに「困難」であると指摘しているだけである。必要とされるのはその「困難さ」の政治的分析である。この書は、内政から外交まで広範な問題を扱っているが、その表題に反して、何がそしてどの点が EU の「政治」であるのか、まるで伝わってこない。およそ政治学の本たるものは、政治思想やイデオロギーを背景にした政治制度や政治的行為の意味の分析、洞察の展開を一般的とするが、かくも政治的意味の分析を欠いた「EU 政治」の書も珍しいといわざるをえない。
- 17 北欧や中欧という地理的概念で複数の加盟国を括り、その中から順番(ローテーション)で欧州委員会にその代表を出すという案がそれである。
- 18 拙稿「欧州議会選挙法改正と欧州議会の対応」純心人文研究 5 号長崎純心大学 1999 年。
- 19 EU の統治について、Governance without government という表現がある。猪木武徳阪大教授に示唆を頂いたが、確かに猪木教授が強調されるように、欧州統合においては国民国家の有用性がただちに否定されるわけではない、「労働者ほどナショナルなものはない」とハンナ・アレント(Hanna Arendt)が喝破したように、EU においても、インテリやエリートを別にすれば、労働者が十分には国家を超えて移動していない。しかし、反ナチを戦後経験とした偏狭なナショナリズムの克服と、民族の相互尊重、民主主義確保という目標はいうまでもなく、中、小規模の国家からなる EU にあっては、経済的には、one market(規模の経済)、外交にあっては、one voice という EU が当初から掲げていた諸価値の重要性はいささかも損なわれてはいない。そしてそれを実践する政治装置としては、EU 条約と EU 法と膨大な判例の蓄積があり、これにより、加盟国と EU 機関の権限関係を垂直的に法的に規定された EU 全体の政治構造について government は形成されつつある。たしかに、それは国家のように完成された government というものでは未だないとしても、経済領域については共同体事項として取り込み、政府的機構を確立しているし、同様に外交安保においても EU 法の司法適用の中に取り込もう(共同体化)としている。この過程に注目すれば、EU は、government を形成させつつあるといえるし、この面での動きこそ注目すべき現象である。したがって、上記の表現を借用するとすれば、EU については、Governance creating government と表記できる。猪木武徳「グローバリゼーションの逆説 - 21 世紀の国家像を求めて - 」アステリアオン。2001 年 55 号。
- 20 主権の統合組織への「移譲」(transfer)についての加盟国の合意こそが、EU の EU たる所以であり、その特異な政治的性格を象徴する現象である。transfer とは、意味論的にも所有権の移転を伴うものであり、移譲された主権があたかも加盟国に存在しているというような、「主権の共有」論、例えば、鴨武彦『ヨーロッパ統合』(NHK 1992)は、欧州統合の本質的部分である加盟国と共同体機関の法的関係について無理解を示している。EU における統治の問題については拙稿「EU の統治構造についての考察 - エリート主義の終焉か」日本 EU 学会編『欧州統合の理論と歴史』日本 EU 学会年報第 21 号。2001 年参照。
- 21 EU とは逆に崩壊したソビエト連邦の状況が、興味深い。ソビエト連邦崩壊後、連邦の構成単位であった 15 の共和国は、たとえば、ウクライナが自国通貨グリブナの創出に動いたことにみられる

ように、こぞってルールと決別して、自国通貨の創設に着手したことを想起すべきである。通貨は、他国の通貨に依存せざるを得ない経済規模しかない小国を除き、厳然として自立的な「国家」のシンボルであり続けている。

- 22 Pliakos, Pliakos, A. D., La nature juridique de l'Union européenne. Revue trimestrielle de droit europeenne. No. 2. 1993, p. 223.
- 23 G. F. Mancini, Democracy and Constitutionalism in the European Union. Hart Publishing. 2000.
- 24 K. Nicolaidis and R. Hows eds., The federal vision : Legitimacy and Levels of Governance in the United States and the European Union. Oxford University 2001.
- 25 Mayne and J. Pinder, the Federal Union : The Pioneers. Macmillan 1990.
- 26 ハミルトン, ジェイ, マディソン, 斎藤 真訳「ザ・フェデラリスト」世界の名著 33 巻所収参照。中央公論 1970 年。315 頁。
- 27 Peter Norman, the Elder statesman's brief, *Financial Times*, February 25, 2002.
- 28 すでに EU では EC は法人格を獲得しているが、CFSP や司法内務（警察）協力部門を含む EU 自体は、まだ政府間主義的部分を残していることもあり、それ自体の法人格獲得にはいたっていない。しかし、ラーケン・コンベンションにおいて欧州議会は、マーストリヒト条約時からの懸案事項である EU 本体の法人格の獲得に乗り出し、文書を出し、積極的にこれを求めている。